



社会政策的に、消費税を受け取らないことを決めているので、薬代や医療機器の仕入れにかかる消費税は、医療機関が負担しています



1医療機関が1年間に負担する消費税額(5%時)

医療機関	負担する消費税額
診療所	260.1万円
歯科診療所	72.1万円
病院	1億70万円

※中協・医療機関等における消費税負担に関する分科会(2012.7.27, 10.31)・提出資料より作成
※医療機関の規模・事業形態・科目などによる負担額は異なってくる

8%になると、負担額がもっと増えてしまいます



政府は「この問題に対応している」としていますが、診療報酬には反映されていないのが実態です

5

消費税を患者さんにも求めず、医療機関が負担せずにより方法があります



医師・歯科医師は「**ゼロ税率**」という方法で矛盾の解決を求めています



6

安心して受診できるよう、消費税負担のない保険診療を!



7